

# 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の経緯

手数料等を窓口で即納する場合について、使用料及び手数料条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき収入証紙で納入するものとしているが、平成30年3月、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づく車庫証明事務が電子申請できるようになったことに伴い、その場合の手数料についてペイジー（※）納付することができるよう、規則改正を行った。

規則改正に当たっては、ペイジー納付の対象を車庫証明事務に限定せず、他の法に基づく事務が電子申請された場合についても適用できるように規定を整備した。

（条例・規則に基づく事務が電子申請された場合については、具体的な想定がなかったため規定整備されなかった。）

※ペイジー (Pay-easy) : マルチペイメントネットワークを活用して、各種料金をパソコン、モバイル、ATM等から簡単に支払えるようにする電子決済サービス

## 2 改正の理由

令和4年10月26日から開始された県立学校入試の電子出願制度（教育委員会規則に基づく事務）について、その場合の手数料（入学検査料）をペイジー納付することができるよう規定の整備を行った。

規定の整備に当たっては、他の条例・規則に基づく事務に係る手数料についてもペイジー納付の導入を検討していることから、入学検査料に限定せず、「他の条例・規則に基づく事務が電子申請された場合」についても適用できるようにした。

## 3 改正の内容

新旧対照表のとおり

## 4 施行期日

令和4年11月11日

（県立学校入試の電子出願に係る手数料納付開始の日）